

## 『申物帳』について

— 粟津家所蔵本の史料価値 —

上場 顕雄

『申物帳』とは近世東本願寺の末寺・道場が寺号、木仏、宗祖及び太子・七高祖絵像、飛檐寺格などの下附を本願寺に申出、その免許下附を本願寺が行なった記録帳である。それによって真宗寺院の成立、あるいはその体裁過程が窮え、『申物帳』は近世真宗史料の基本的なものの一つである。当史料は慶長二十年（一六一五）より延宝九年（一六八一）まで六十七年間にわたる二十一冊が現存し、本学図書館（粟津家記録）に所蔵されている。

大桑斉氏はこの東本願寺家臣の粟津家が所持していた『申物帳』の成立事情や史的性格を論及され（大谷学報四九—二）、さらに『申物帳』二十一冊の詳細な分析を通して注目すべき近世真宗教団構造の諸類型を明らかにされた（『日本宗教史論集』下巻）。しかし、氏は『申物帳』の史料吟味については言及されず、当史料は全国末寺の申物すべてを記録したものと自明のように考えられ立論された。筆者はこれに疑問をもっているし、『申物帳』そのものの史料吟味は重要な意味を内含していると考えている。すなわち、寺号・宗祖絵像・寺格などの各申物を下附するか否かは東本願寺の末寺支配・統制の一つの手段となり、またその下附は宗主が行なうが事実上は有力家臣が介在しており、東本願寺初期教団の権力構造や家臣団の研究においても『申物帳』そのものの検討をしなければならない。さらには申物に付随する「御礼銀」か

ら教団運営の財源を考察することも可能であり、その意味でも『申物帳』の記録範囲の検討は看過できないと考えている。

結論的にいうならば、粟津本『申物帳』は当時の東本願寺末寺・道場の全申物を記録したのではなく、粟津家が取次いだ申物のみを記録したもので、粟津家が申物掌握権を堅持していたのではないのである。以下、この実証を試みたい。

各末寺が宗祖、太子七高祖、歴代宗主などの絵像下附を申出、東本願寺が免許下附した場合必ず時の宗主がその絵像に次のような裏書を行なった。「三朝高祖真影 本願寺釈宣如（花押） 寛永七曆庚午四月十五日書之 河内国渋川郡大地村 円徳寺常住物也 願主積了可」。寛永七年四月十五日に宣如が円徳寺に七高祖絵像を下附したこの裏書の記載は、もし当『申物帳』が全申物の記録帳ならば『申物帳』の記録と合致するはずであり照合を試みたい。しかし、注意しなければならないのは『申物帳』は原則的には末寺の申物の受付年月日で記録され、各寺に下附された絵像の裏書は本願寺が免許したいわゆる発行年月日が記載されており、『申物帳』の記録と裏書年月日とは日数のズレが生じていることである。その日数のズレは一ヶ月から六ヶ月ぐらゐが一般的であるが、特殊な例として最高二年の記録がある。

このことに注意し先の裏書の「寛永七年四月十五日」の当年から二年前の寛永五年までの合計三年間の『申物帳』を調査・照合を行なった。その結果、七高祖絵像を河内国・円徳寺に下附した記録を発見することができなかった。この場合、偶然『申物帳』に記録洩れがあったことが想定できるし、欠本になっている寛永二、三年に円徳寺が申物を行なったとも考えられ、さらにはそれが河内国であり各地方によって何か特別な理由や配慮があったの

ではないかというような疑問が生じないわけではない。そこで現存する三河・蓮成寺の聖徳太子絵像（裏書寛永二十年正月二十九日）、尾張・上宮寺の親鸞絵像（同・慶安二年五月二十八日）、加賀・本善寺の親鸞絵像（同・寛永九年六月十五日）を先と同様に『申物帳』と照合したが記録されていなかった。

以上のことから各末寺に現存する絵像裏書が『申物帳』に記録されていないものが多々ある事実をまず指摘しておく。

次に東本願寺家臣で明暦三年より延宝九年まで下間頼祐と共に奏者役を勤めた粟津元隅が撰した『大坂惣末寺衆由緒書』（本学図書館蔵）にある各末寺の「寺号免許」が『申物帳』に記録されているかを検証してみた。その結果、検証対象寺院四十四カ寺中『申物帳』に記録されていたのはわずか三カ寺であった。寺号免許は『申物帳』に記録されねばならない重要な申物であるが、ほとんどが記録されていなかったのである。『申物帳』に記録されていない末寺の寺号免許下附を粟津元隅が書きとどめたこと自体どのように理解したらよいのだろうか。それは粟津家の掌握以外のところで申物を取次いでいたことを粟津家の当主が暗に認めたことになろう。すなわち、東本願寺末の全申物は粟津家を通しての監督下にあったとは限らず、他の家臣が取次いで下附していたと考えねばなるまい。

先述した河内国・円徳寺の第八代了転が享保十五年に著わした『円徳寺由緒書』に申物取次に関する記事がある。それによると第六代了可の飛檐出仕は寛永十二年十月に多賀主膳正が取次ぎ、第七代了頭了の飛檐目は慶安元年十一月に八尾大式が取次ぎ、さらに第八代了転の飛檐目は粟津元隅が延宝元年十月に取次いでいた。これらの取次記事が『申物帳』に記録されているかを調べ

た結果、多賀、八尾両家臣の取次ぎは記録されておらず、粟津元隅が取次いだもののみが記録されていた。この事実は『申物帳』の性格を如実に示しているといえる。

また、『申物帳』を詳細にみていくと若干ではあるが次のような註記がある。「木仏、江州志賀郡大津・玄福寺祐玄、右之寺号寛永拾三年子六月十六日紙寺号御免 八尾大式殿へ取次則拜見申候」これによって八尾大式が取次いでいたことが窮え、その他下間治部卿、多賀主膳正が取次いでいたことが窮え、その他下次ぎ記事やこれらのことから申物取次者が複数存在したことは明確である。そこで問題となるのは申物経路、つまり末寺の申物願は本願寺のどの役所へ提出し、どのような経路を経て最終的に免許されるかである。これについては裏付ける明確な史料に欠けるが、申物受付について『真宗故実伝来鈔』は元禄三年以後は集会所へ行ない、それ以前は家老衆の私宅へ行なつたと伝えている。つまり申物願は特定の一家臣ではなく家老衆の私宅へ持参したのであり、それ故に粟津家所蔵本『申物帳』に記録されていない免許下附物件が多数存在するのであろう。またこれらの家老衆（取次御免衆）が東本願寺と末寺の接点となり、東西分派以後東本願寺教団確立過程において末寺・門徒獲得活動を行なつたと考えられる。今後、取次衆の権限や奏者との関係、さらには幕府の宗教政策との関連をも考察してみたい。なお、詳細は「近世仏教」第四巻二号所収拙稿「粟津家本『申物帳』について―近世東本願寺家臣団研究の覚書―」を参照してほしい。